

令和4年度社会福祉法人棚倉町社会福祉協議会事業計画

〔基本方針〕

今日の社会福祉を取り巻く環境は、急速な人口減少と少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化などにより、社会や家族の姿は大きく変化し、生活や福祉に対する課題も多様化しています。

わが国では、地域福祉の充実を通して地域共生社会の実現に向けた支援体制づくりが進められており、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の実現を目指しています。

さらには、相次ぐ自然災害の中で、日常的な住民同士のつながりが災害時に大きな力を発揮することをこれからの地域づくりに活かしていく必要があります。

この様な中、当協議会におきましては、住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、福祉施設や民生児童委員はもとより、保健、医療の各関係機関・団体等と連携・協力しながら安心して暮らせる地域づくりを進めて参ります。

特に、地域包括支援センターを核として、住民同士の支え合い、助け合い、見守りを基本とした生活支援体制整備事業の推進を図ることで、住み慣れた地域で自分らしい生活が続けることができるよう「地域包括ケアシステム」の構築に向け取り組んで参ります。

また、ボランティア活動や地域サロン事業の推進を図りながら、地域に暮らす住民への支援、居場所づくり活動など地域に根付いた支援活動を積極的に進めることで、住民の主体的な取り組みを支援して参ります。

〔重点事業〕

1. 法人運営事業

- (1) 法人運営の組織強化を図り、財政基盤の確立と健全化に努めます。
- (2) 事務・事業の効率化を図り、経費の節減に努めます。
- (3) 会員の拡大と会員会費の確保に努めます。
- (4) 共同募金運動を積極的に展開し、地域福祉活動の推進に努めます。

2. 地域福祉活動事業

- (1) 地域福祉活動事業の推進を図るため、次の事業を実施します。
 - ①地域福祉活動の活性化を図るための事業支援を行います。
 - ②地域での高齢者等の見守り活動と地域での福祉活動を推進するため、「地域福祉ネットワーク」促進団体を指定するとともに、活動に対する助成と支援を行います。
 - ③民生児童委員、老人クラブ、身体障がい者福祉会等の関係団体との連携を図り、地域住民の福祉に対するニーズを把握するとともに、地域福祉活動の推進に努めます。
 - ④身体障害者の経済的負担の軽減と交通手段の確保を図るため、自動車燃料費の助成を行います。
 - ⑤町のレクリエーション教室開催事業を活用した「秋のフェスティバル」を開催し、参加者相互の交流と親睦を深めます。
 - ⑥社協機関紙「しあわせ」を年4回発行し、町民への社会福祉に関する理解と意識の高揚を図るため、社会福祉情報の提供に努めます。

(2) 身近な相談機関として「心配ごと相談所」を定期的に開設し、住民の様々な相談に応じ問題解決につなげていきます。

①弁護士並びに民生児童委員相談員による「心配ごと相談」を毎月1回開催します。

②社協職員による相談を随時受け付けてまいります。

(3) 福祉活動や福祉行事等への参加促進とボランティア団体・福祉団体等の活動支援のため、福祉バスの貸出を行ないます。

(4) 奨学資金給付事業として、母子・父子家庭で高等学校に就学を希望する生徒に奨学資金の給付を行い、向学心の高揚と教育の機会均等に努めます。

(5) 生きがい生活支援事業

概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、健康で自立した日常生活が送れるよう、日帰り通所の生活支援サービス事業として「生きがい生活支援事業」を実施し、参加者同士の交流と外出機会の提供に努め、高齢者の生きがいづくりを支援します。

また、この事業を通して、個人及び各種団体によるボランティア活動の場の提供にも努めます。

①参加者の健康チェック、食事等の生活支援

②健康体操、入浴、創作、趣味活動

③レクリエーション、教養講座

④日常生活における各種情報の提供

(6) ボランティアセンター事業

地域住民の共に助け合う心を育てるため、ボランティアセンター事業を展開し、ボランティアの育成と組織強化を推進するとともに、既存の団体活動への支援を行ないます。

また、個人登録ボランティア者に対する活動の場の提供に努めて参ります。

①ボランティア情報の収集と啓発活動

②ボランティアに関する実態把握及び関係機関との連絡調整

③ボランティア研修会等の開催

④ボランティアの登録、斡旋及び相談

3. 資金貸付事業

生活資金等貸付制度により、生活困窮状態世帯の経済的な支援を図るため、次の事業を行います。

①県社協生活福祉資金の貸付業務を行います。

②町社協生活福祉資金の短期貸付を行い、安心できる生活支援に努めます。

③町社協高額療養費貸付資金の貸付を行い、安心できる療養・生活支援に努めます。

4. 共同募金配分金事業

①ひとり暮らし高齢者、障がい者、母子・父子等で生活困難世帯に、夏季及び年末に金品を贈り、自立を支援します。

②健康長寿と高齢者の社会参加を促進するため、「高齢者交流会」を開催します。

③民生児童委員協議会の各部会及び福祉団体等の事業活動に対する助成と支援を行います。

④町が実施している緊急通報装置と連動した火災通報システム事業により、ひとり暮らし高齢者等の見守り活動を支援します。

5. 福祉サービス利用援助事業

福島県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を活用し、認知症高齢者や知的・精神障がい者など、判断能力が十分でない方への福祉サービスの利用と日常生活上の金銭の管理に関する支援を行ないます。

6. 居宅介護支援事業

要介護状態又は要支援状態にある利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、適切な居宅サービス計画を作成し、かつ、居宅サービスの提供が確保されるよう事業者や関連機関との連絡調整やその他の便宜の提供を行います。

- ①要介護者の居宅サービス計画（ケアプラン）の作成と管理業務
- ②要支援者の介護予防サービス計画作成と管理業務
- ③要介護認定調査の実施（町からの委託業務）

7. 地域包括支援センター事業

地域包括ケアを支える中核的な組織として、地域の高齢者が住み慣れた地域で、尊厳のあるその人らしい生活を継続することができるよう、また、できる限り要介護状態にならないよう介護予防サービスを適切に確保するとともに、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供されるよう事業を展開し、包括的かつ継続的なサービス体制の確立に努めます。

- ①地域の多様な資源を活用し、総合的、重層的なサービスネットワークの構築に努めます。
- ②地域に住む高齢者の様々な相談を総合的に受けとめるとともに、高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態を把握し、適切な機関、制度、サービスにつなぎ継続的なフォローを行います。
- ③高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、介護保険のみならず、保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、支え合いなどにより、ケアマネジメント体制の構築を支援します。
- ④介護予防事業、新たな予防給付が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なマネジメント及びケアプランの作成に努めます。
- ⑤地域包括支援センターの業務等を地域住民に周知するため、広報紙等を活用した情報提供に努めます。
- ⑥地域ケア会議を開催し、個別ケースの検討や課題分析を行ない、地域課題の把握及び解決のために必要な支援体制づくりを町につなげるよう努めます。
- ⑦ケアマネジャー連絡会議を開催し、町内ケアマネジャーの質の向上を目指すとともに、困難事例等の個人支援を行います。
- ⑧認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援に努めます。
- ⑨高齢者の虐待対応、成年後見制度の活用、消費者被害の防止など関係機関と連携し、高齢者の人権擁護に努めます。

8. 生活支援体制整備事業

単身世帯や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療・介護のサービス提供のみならず、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図るため、生活支援コーディネーターを配置し、地域ごとに、関係者のネットワーク構築や既存の取組・組織を活用しながら、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施し、地域における多様な日常生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備を推進して参ります。

- ①地域の高齢者支援のニーズや地域資源の把握に努めます。
- ②地域の地縁組織等、多様な主体への協力依頼等の働きかけと関係者のネットワーク化を進めます。
- ③生活支援サービスの担い手の養成とサービスの開発に努めます。
- ④地域の集会施設を活用した「地域サロン事業」を開催し、地域の方々との交流の中で、生きがい活動や地域の居場所づくり、心身機能の維持向上に取り組んで参ります。